日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

平成30年11月2日
（照会先）
コンプライアンス部
コンプライアンスグループ長　岩井　清和
参事役　船山　雄司
（電話直通　03－5344－1112）
経営企画部広報室長　山田　勝
（電話直通　03－5344－1110）

報道関係者　各位

職員の制裁（平成30年度上半期分）について

平成30年度上半期（平成30年4月～平成30年9月）に行った職員の制裁処分（戒告）を公表します。

※　日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表（被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。）することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することにしています。

事案	被処分者（※）	制裁内容	制裁日	制裁事由（事案の概要）
1	所属　静岡事務センター 職種　一般職（50代　男性）	戒告	（平成30年） 9月11日	事務処理の進捗確認を怠り、年金手帳の送付が行われていなかったもの
2	所属　奈良年金事務所 職種　一般職（40代　男性）	戒告	9月11日	年金請求書が所在不明になっていることを上司に報告せず、お客様対応を適切に行っていなかったもの

※　被処分者の所属は行為時のもの

※　静岡事務センターは、平成30年1月1日付で名古屋広域事務センターに統合

以　上